

平成 26 年 9 月 3 日

第 8 回特許制度小委員会  
「資料 1 職務発明制度の見直しに係る具体的な制度案の検討上の論点」  
に関する意見

産業構造審議会 知的財産分科会  
特許制度小委員会委員  
和田 映一  
萩原 恒昭  
鈴木 康裕  
矢野恵美子

産業構造審議会知的財産分科会の第 8 回特許制度小委員会が開催されるにあたり、事前に送付いただいた資料を検討いたしました。つきましては、産業界の委員として、次のとおり職務発明制度改正についての基本的な考え方と資料 1 に記載の論点につき意見を申し述べます。

記

職務発明については、特許を受ける権利が原始的に使用者等に帰属する（以下「原始使用者帰属」）とする特許法の速やかな改正を強く望みます。

そして、原始使用者帰属制度に改正する際には、これまでの小委員会での議論を踏まえ、使用者等は、一定の手続きを経て策定した契約、勤務規則等に基づき発明者に報奨する旨を法定することが、使用者等と従業者の双方にとって有意義であると考えます。

今回の資料 1 で示された論点①ないし③の問題は、上記の考え方に立脚することで、いずれも解消されるものと思料いたします。

また、論点④で取り上げられている「「一定の場合」については別の制度を設ける」ことについては、ご指摘のとおり、制度が複雑になり実務が混乱すると考えられ、このような制度を採用することに賛同することはできません。

以上